

## 津波避難施設の整備に関する検討委員会設置要綱

(平成 24 年 5 月 10 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 本市東部地区における津波避難施設の整備について検討することを目的として、津波避難施設の整備に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、津波避難施設の設置場所、構造、設備、管理方法等について検討する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、地域団体の代表者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により、それぞれ定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(意見の聴取等)

第 6 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、消防局防災企画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 24 年 5 月 10 日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。